

# さけ・ます2号承認\*の申請手続きフロー

\*: 中国を原産地又は船積地域とするさけ及びます並びにこれらの調製品(以下、「さけ・ます」という。)を輸入する場合の2号承認

(平成23年6月1日～)

## 通関手続きまでの流れ

○水産庁が、日本に輸入される予定の中国を原産地又は船積み地域とするさけ・ますが「さけ・ます条約」の禁止事項に違反して漁獲されていないことを確認し、経済産業省が、日本に輸入される予定のさけ・ますが水産庁が確認したものであることを確認して輸入承認を行います。

○このため、中国を原産地又は船積地域とするさけ・ますの輸入については、水産庁から輸入確認書の発行を受けた後、経済産業省に輸入承認申請を行うこととなります。経済産業省から発行を受けた輸入承認証を税関に提示し、当該貨物の輸入手続きが可能となります。

## ■ 申請手続きの流れは以下の通りとなります。

### ①水産庁への申請手続き・審査

★水産庁漁業調整課に以下の確認申請書、使用原料確認票、添付書類を提出。

#### 確認申請書(別紙様式1)

- 確認項目の記載  
(種類、輸入数量、輸入契約の相手方等)

#### 使用原料確認票(別紙様式2)(☆)

- 確認項目の記載(表面)  
(魚種名、漁獲時期、原産地、有償・無償の別等)
- 原料使用履歴の記載(裏面)  
(今回原料使用量、原料在庫量等)

#### 添付書類

#### 中国での加工状況を証明

- ・加工日報の写し
- ・出口証明
- ・検査報告書 等

※ 参考資料  
中国からの輸入に係る書類(インボイス)の写し 等

#### 原料の漁獲、流通状況を証明

- ・漁獲時から中国に輸入するまでの売買の流れを証する書類
- ・原産地証明書(原本及び写し)
- ・漁法及び漁場についての確認書 等

#### 原料漁獲国から中国への貨物の動きを証明

- ・インボイスの写し
- ・船荷証券(B/L)の写し
- ・輸出許可通知書の写し 等

輸入  
確認  
書

水産庁で確認の上、  
申請者に交付

使用  
原料  
確認  
票

水産庁で確認の上、  
申請者に返却

### ②経済産業省への申請手続き・審査

★貿易管理部農水産室に以下の書類を提出

- ・輸入承認申請書 2通
- ・輸入承認申請理由書 1通
- ・2号承認申請前の確認書(別紙様式1)(水産庁発行)
- ・当該貨物の輸入に係る契約書又はこれに類する書類
- ・当該貨物の数量、金額及び船積み地域が確認できる書類  
(インボイス、B/L等)
- ・委任状(代理申請の場合) 等

次回以降、同一の原料を使用した  
貨物の輸入申請を行う場合には、必要  
事項を追記し、水産庁に提出。その際、  
使用原料確認票に係る添付書類の提出  
は必要なし。(☆)

輸入承認証の交付